

一般社団法人 日本電線工業会における 自主行動計画フォローアップ調査について

令和5(2023)年3月

調査部 部長
長澤 克

無断複製不可



1. これまでの取組（普及活動等）

- ・ 2016年2月取引適正化ガイドライン（自主ガイドライン）を策定

- ・ 工業会顧問弁護士によるセミナーの開催：

2017年度から、年1回の“取引適正化ガイドラインフォローアップ”講習会を開催。

2021年度は3月17日の中、東京・大阪会場とWEBの“ハイブリッド”で聴講者約120名で開催、2022年度は3月3日に同じ規模で開催予定。

- ・ 2016年～2022年にかけて計8回の“取引適正化ガイドラインフォローアップ”アンケートを実施：

今後も年度内に1回(6月～7月)のアンケートを実施予定。

2. 令和4年度フォローアップ調査結果（概要）

- ・ 調査期間：令和4年10月12日～11月16日
- ・ 調査企業：日本電線工業会の会員企業 117社
- ・ 回答企業：18社（前年度=21社）
- ・ 回答率：15.3%（前年度 17.9%）



・概観

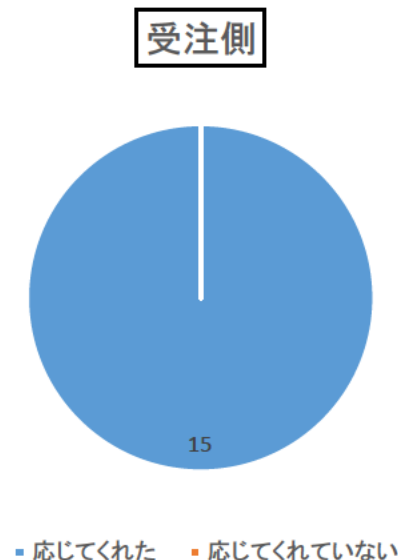
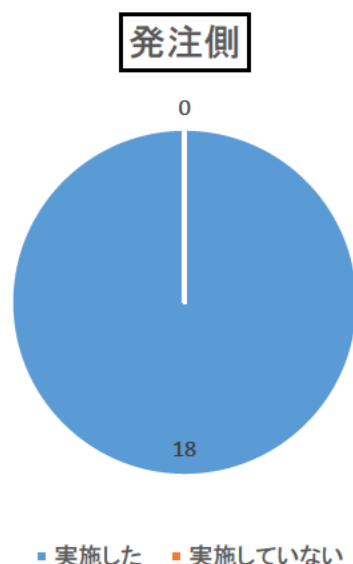
- 「価格方法の適正化」発注側/受注側の「実施した」/「応じてくれた」が共に10割。ただし「労務費/エネルギー価格」の反映が課題。
- 「原価低減要請の改善」は、発注側/受注側の「徹底した」/「受けたことはない」がそれぞれ7割に至っている。
- 「支払い条件」は、「現金払い」の回答が発注側で7割で、受注側では5割となっており、引き続き、現金化への取組を継続する必要がある。また、手形等サイトについては、60日を超える割合が発注側/受注側それぞれで10割/8割となっており、サイト短縮も課題。
- 「約束手形の利用の廃止」は、「2026年までに利用を廃止する予定」との回答が3割となっている。
- 「知的財産に関する適正な取引」は、適正取引実現のための取組状況について「実施した」/「実施中」との回答は約4割/8割にとどまり、知的財産・ノウハウ保護への具体的な取り組みの促進が今後の課題。
- 「働き方改革」に伴う適正なコスト負担について、「（発注先が）概ね負担した」との回答が約4割にとどまっており、改善が求められる。

3. 調査結果と分析

①価格方法の適正化

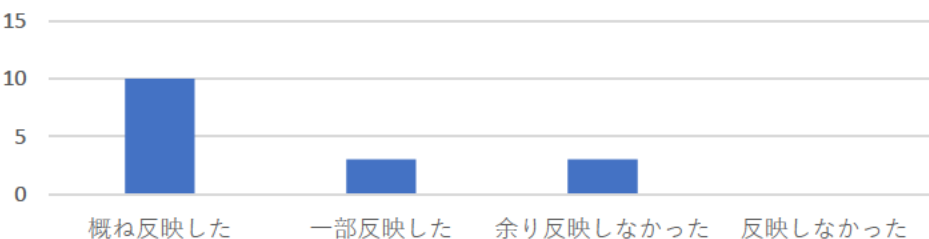
発注側5 2022年度に適用する単価の決定・改定にあたり、取引金額が最も大きい仕入先（発注先）の理解を得られるように十分な協議を実施しましたか。

受注側7 2022年度に適用する単価の決定・改定にあたり、取引金額が最も大きい販売先は協議に応じてくれましたか。



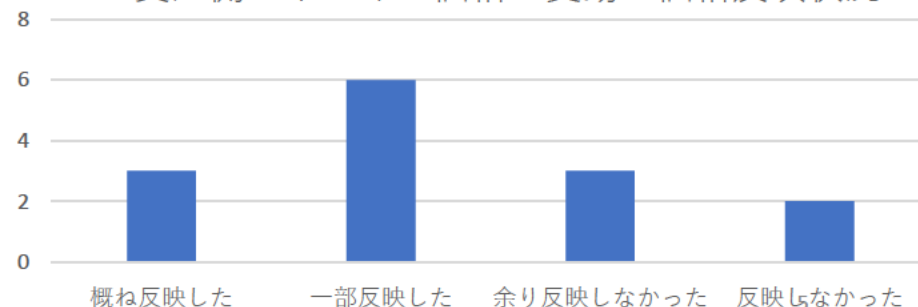
発注側6－1.

発注側 労務費の変動の価格反映状況



受注側8－1－4.

受注側エネルギー価格の変動の価格反映状況



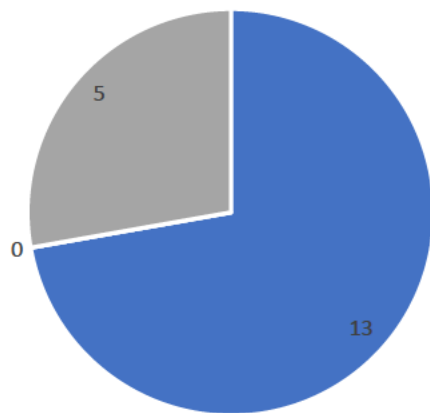
3. 調査結果と分析

②原価低減要請の改善

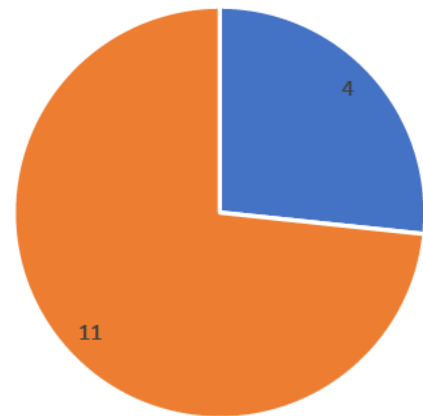
発注側7 直近1年間で、仕入先（発注先）に対し、客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く原価低減要請を行わないことを徹底できましたか。

受注側10 直近1年間で、販売先から客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く原価低減要請を受けたことがありますか。

発注側



受注側



■ 徹底した ■ 徹底していない ■ 原価低減要請は行っていない

■ 受けたことがある ■ 受けたことはない

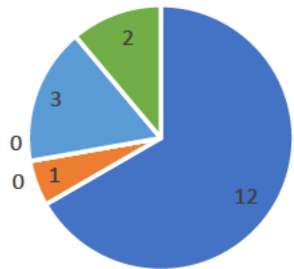
3. 調査結果と分析

③支払い条件

発注側9 下請代金を手形等で支払っている場合、その割合はどれくらいですか。

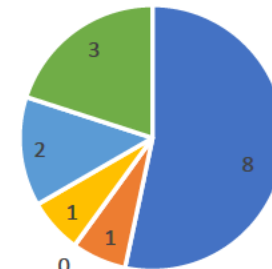
受注側12 下請代金を手形等で受け取っている場合、その割合はどれくらいですか。

発注側



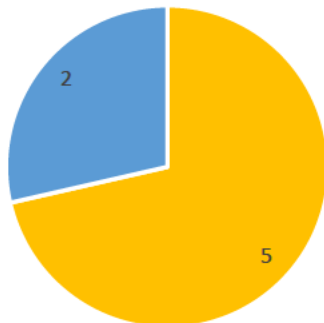
■ 全て現金扱い ■ 10%未満 ■ 10～30%未満
■ 30～50%未満 ■ 50%以上 ■ 全て手形等の支払

受注側



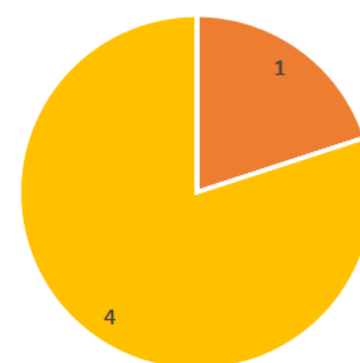
■ 全て現金扱い ■ 10%未満 ■ 10～30%未満
■ 30～50%未満 ■ 50%以上 ■ 全て手形等の支払

発注側手形等のサイト



■ 120日(4か月)以内 ■ 120日(4か月)超

受注側手形等のサイト



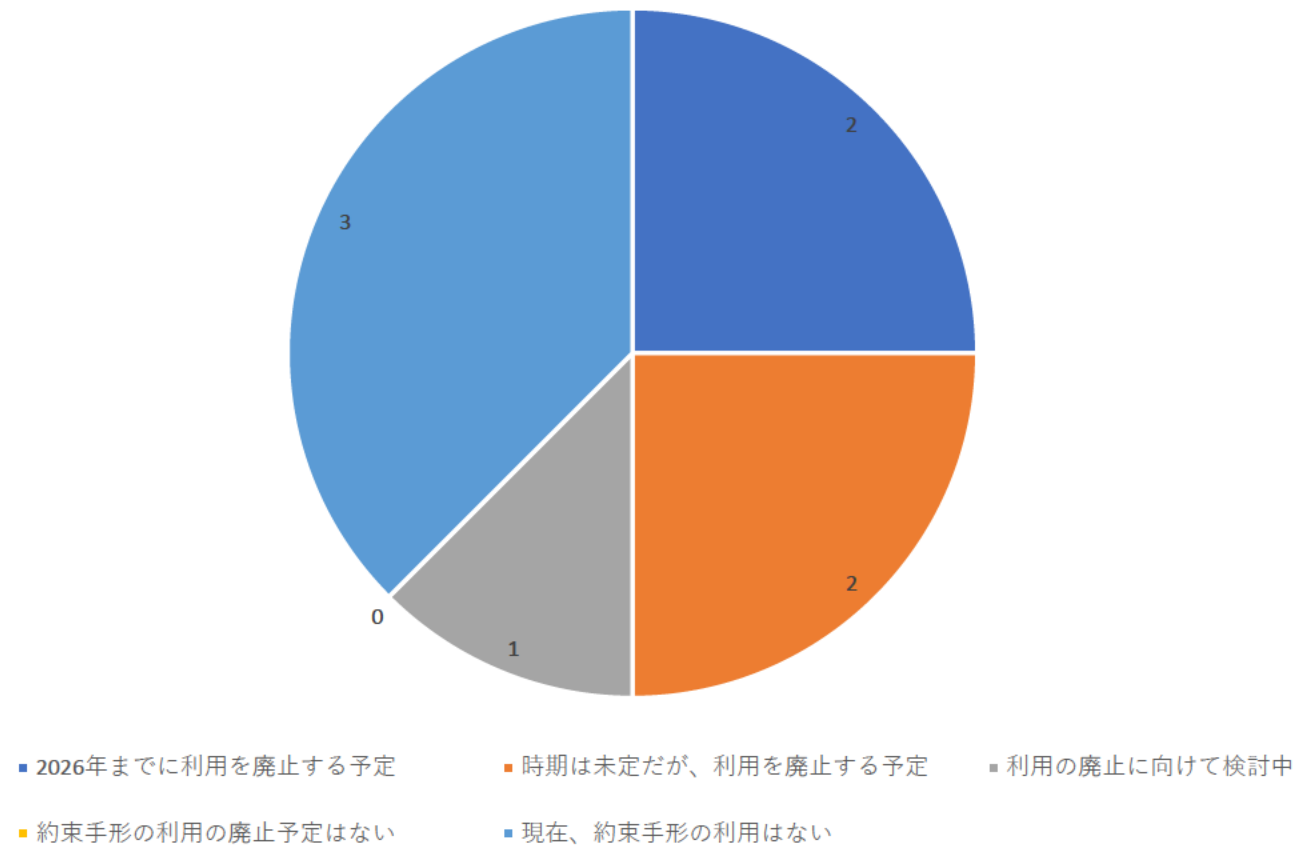
■ 60日(2か月)以内 ■ 120日(4か月)以内

3. 調査結果と分析

④ 約束手形の利用の廃止

発注側12-1 今後、下請代金の支払いについて、約束手形の利用の廃止を予定していますか。

発注側約束手形の利用の廃止



3. 調査結果と分析

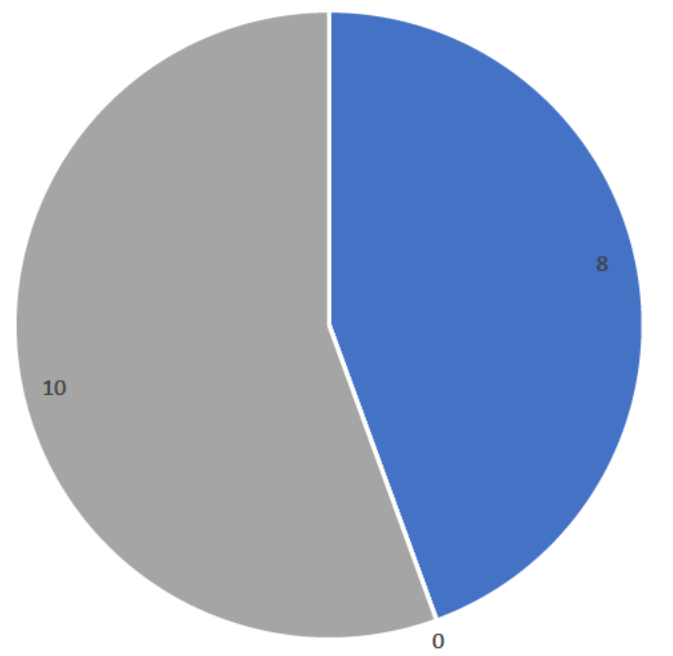
⑤知的財産に関する適正な取引

発注側13-1 直近1年間で、知的財産権等*を含む取引において適正な取引を実現するために、以下に掲げる取組を実施しましたか。

- 〈取組〉 仕入先に対し、知的財産の提供の強制を行わない/仕入先の知的財産の無断使用を行わない
- 仕入先の知的財産の対価の否定を行わない/仕入先に対し、一方的に発注者に有利な内容の契約を行わない/
- 仕入先の知的財産に対し、不当な知財の帰属を行わない/仕入先の知的財産の流出を行わない

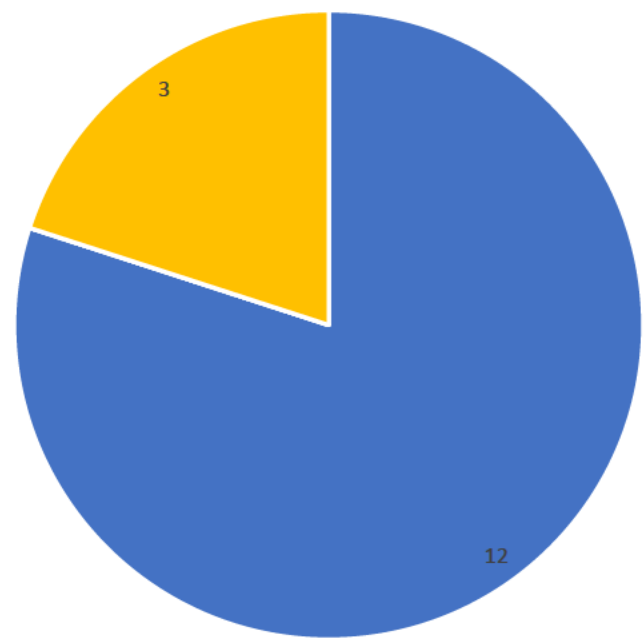
受注側15-1 自己の保有する知的財産権等について、知的財産権の取得、秘密保持契約による営業秘密化等の管理保護を図っていますか？

発注側



■ 実施した ■ 実施していない ■ 該当する取引がなかった

受注側



■ 実施中 ■ 実施予定 ■ 未実施 ■ 所有する知的財産権等はない

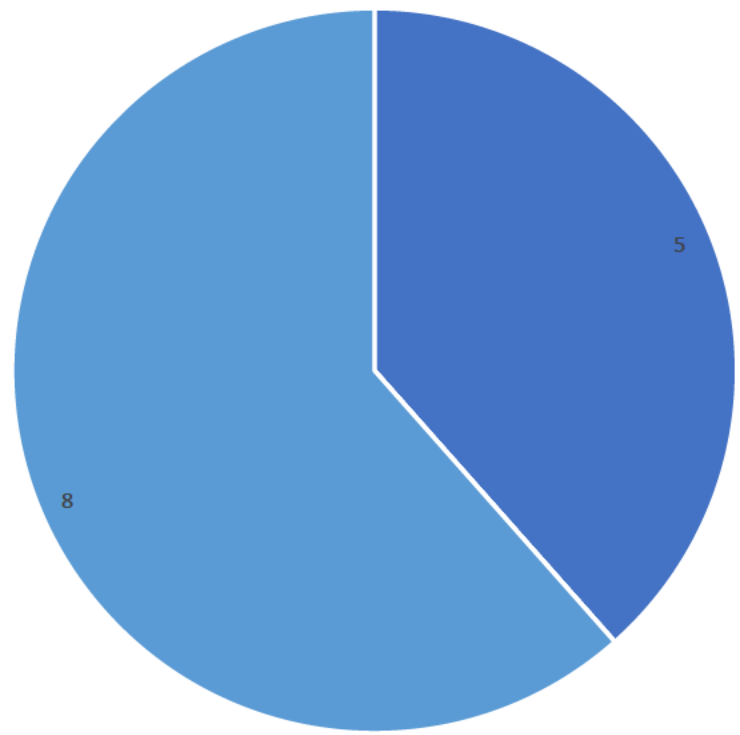
3. 調査結果と分析

⑥働き方改革への対応

発注側16 直近1年間で、貴社が行った働き方改革に関する対応、短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、適正なコストを貴社が負担しましたか。

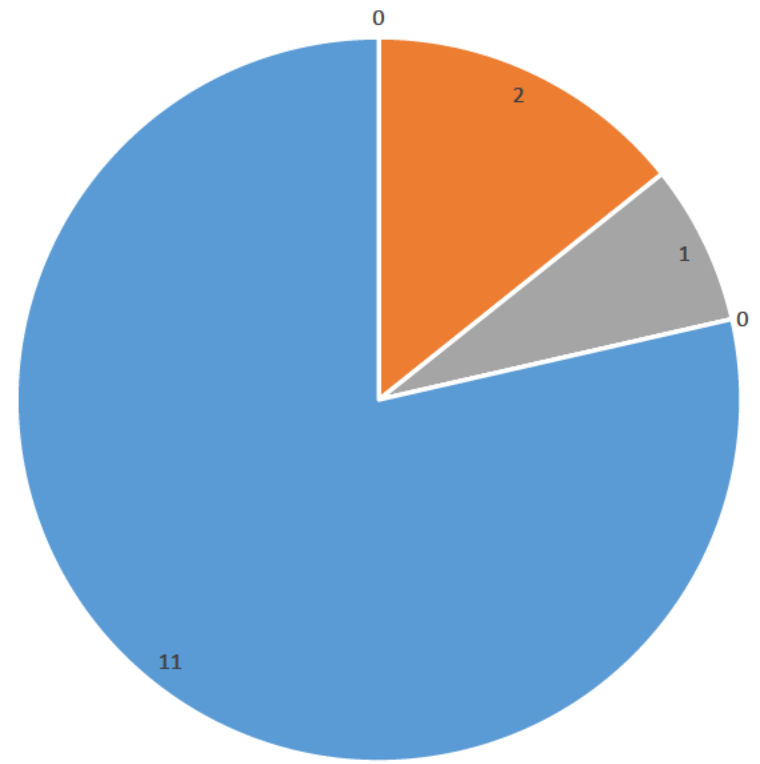
受注側18 直近1年間で、販売先が実施した働き方改革に関する対応の結果、短納期発注や急な仕様変更などを行った場合、適正なコストを発注側企業（販売先）が負担しましたか。

発注側



■ 概ね負担した ■ 該当なし

受注側



■ 一部販売先が負担した ■ あまり販売先は負担しなかった ■ 該当なし

4. まとめ 今後の取組（普及活動等）

- 取引適正化に特化した顧問弁護士による最低年1回の講習会の開催（2023年3月3日に開催予定）
- 取引適正化フォローアップアンケートの継続（1回／年）
- 会員社へのヒアリングの実施（顧問弁護士の直のヒアリングも含めて検討）
- 関連団体、所管官庁への働きかけ
- 当会ホームページに「取引適正化相談窓口」の設置を、ホームページなどで再度告知する。

